

既婚を理由に法的性別取扱い変更を認めないのは違憲！ 「なんでうちらが離婚せなあかんの？」裁判 決定に対する弁護士コメント

2025年3月19日

うちら裁判弁護士団

1. 本決定の概要

本日、京都家庭裁判所は、申立人の求めを却下する決定を出しました。

申立人の成育歴や申立人と妻の関係性について詳細な事実認定を行った一方で、憲法判断はあいまいな根拠で、「非婚要件が、直ちに憲法13条、24条に反して無効となると解することはできない」という憲法判断を行いました。

憲法によって人権の砦となるべき司法の役割を放棄するもので、端的に不当決定というほかありません。

2. 前提となる本裁判の意義

本裁判は、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（特例法）が定める法令上の性別取扱い変更の要件のうち、「現に婚姻をしていないこと」要件（特例法第3条1項2号）の違憲性を争うものです。

非婚要件の下、申立人は、法的性別取扱い変更を受けるためには、非婚要件を満たすべく配偶者と離婚する必要がある、実質的に、“妻と離婚し、性別取扱いを実態に適合させる”か “妻との婚姻継続し、上記の不利益を甘受し続けるか”のいずれかの選択を迫られています。自己の性自認を尊重される人格権（憲法13条）及び婚姻関係を維持する自由／離婚を強要されない自由（憲法24条、13条）を侵害し、違憲無効であると主張して申立てに臨みました。

弁護士としては、本裁判の意義を大きく整理すると以下の3つであると考えています。

【意義1】

まず、本裁判の第一義的な意義は、トランスジェンダーである申立人の日々の生活やプライバシーを守る点にあります。申立人は、既に女性としての生活実態がありますが、現在の法的性別取扱いは出生時に割り当てられた男性のままです。この生活実態と法的性別取扱いの不一致により、日常生活の中の本人確認を要する場面で本人確認がとれず支障が生じたり、性別移行をしたトランスジェンダーであることを不本意ながら説明せざるをえないなどの困難が生じています。生活実態と一致する法的性別取扱いを実現す

ることでその解消を図ることに第一義的な意義があります。

【意義２】

次に、本裁判は、申立人にとどまらず、日本社会で暮らすトランスジェンダー当事者が置かれている生活上の困難や法制度の課題を社会に明らかにしていくという社会的意義も有しています。「既に性別移行後の生活実態があり、その生活やプライバシーを守っていくために法的性別取扱いの変更の必要が生じる」という経緯は、申立人に限らず、法的性別取扱い変更を求める多くのトランスジェンダーに共通しています。

【意義３】

さらに、非婚要件は同性婚状態が生じるのを防ぐという目的で設けられた規定ですので、本裁判は、婚姻の自由・婚姻の平等という観点からも注目すべきものです。

3. 本決定の概要と意義・問題点

これらの意義に照らして本決定を見るに、３つの観点のいずれから見ても、不当な判断といえます。それは、国会の立法裁量という１点の理由をもって、同性婚を認めない婚姻制度及び非婚要件を是認してしまっているからです。

（１）事実認定の特徴

本決定は、憲法判断の前提となる事実認定の部分においては、充実した認定をしていると言えます。

すなわち、本決定は、申立人の育成歴や生活状況を３ページにわたって仔細に認定し、生活実態と法令上の性別取扱いが一致しないことで受ける不利益について「社会生活上の困難や精神的苦痛は著しく」と評価し、申立人と妻の関係についても「夫婦として、相互に信頼と愛情で結ばれた関係を長年継続しており、今後もその維持を望んでいることも認められる」と認定しました。

そして、「性同一性障害を有する者がその性自認に従った法令上の性別取扱いを受けることは、個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益と認められ、他方で、婚姻により人生の伴侶と定めた相手と永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることは安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すものであり、婚姻が個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益であると考えられることを踏まえると、非婚要件は、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益の実現と、婚姻の継続との二者択一を迫るものであるという点において、婚姻の継続という重要な法的利益を制約するものということができる。」と過酷な二者択一を迫られ

ている状況について整理しました。

これらは、申立人の生活状況を丁寧に認定しただけでなく、申立人にとどまらず、生活実態と法令上の性別取扱いに不一致が生じているにもかかわらず特例法の要件により不一致が解消できないトランスジェンダー当事者らが共通して置かれている状況も描き出したものです。

【意義２】の観点からは、意義のある、充実した事実認定・評価を行ったという評価もありうることです。

（２）婚姻関係を維持する自由の憲法上の保障に関する判断

本決定は上記引用箇所の中で、「婚姻が個人の人格的存在と結びついた重要な法的利益である」と指摘し、その利益の性質について、全国５か所６訴訟で争われている「結婚の自由をすべての人に」訴訟の判決を複数摘示して、「各地の下級審裁判所が、相次いで憲法違反又は違憲状態である旨の判断をしているところであり、少なくとも婚姻（継続）の自由又は権利は、憲法１３条及び２４条１項によって保障された人権として認める余地はあると解される。」と、憲法上保障された人権として認められうる可能性があること述べました。

この点は、【意義３】の観点から、重要な司法判断がまた一つ重ねられたと見ることができます。

（３）憲法判断における重大な問題

他方で、本決定は、上述のような各利益の重要性と二者択一状況を認定しておきながら、「非婚要件の存在により、憲法上保障された婚姻の継続という法的利益又は人権が制約を受けるとしても、あるいは二者択一として、性自認に従った法令上の性別の取扱いを受ける法的利益に制約を受けるとしても、国会において定められるべき婚姻関係を含めた法律関係の整合性の担保として非婚要件が定められている趣旨に照らせば、非婚要件が、直ちに憲法１３条、２４条に反して無効となると解することはできない。」と結論を導いています。

憲法判断において、人権の制約が認定された場合には、その制約が正当化されるものかどうかによって憲法適合性が判断されます。したがって、人権の制約がありうると判断した以上は、人権制約に正当性があるのかどうか真摯に評価されなければいけません。

本決定は、同性どうしのカップルが婚姻できない婚姻制度との整合性をとるためという理由で非婚要件を違憲無効と解することはできないと判断しました。そうであれば、

そもそも、その前提に正当性があるのか、すなわち、同性どうしのカップルが婚姻できない婚姻制度そのものが法秩序として正当性があるものか否かも丁寧に検討されるべきでした。

それにもかかわらず、本決定は、単に「まずは立法府において議論されなければならない問題である」と立法裁量の存在のみを理由に同性どうしのカップルが婚姻できない婚姻制度という前提を肯定しています。

しかし、立法府の裁量は無制限ではありません。最高裁は、女性の再婚禁止規定の違憲性が争われた事案において、「具体的な制度の構築を第一次的には国会の合理的な立法裁量に委ねるとともに、その立法に当たっては、同条1項も前提としつつ、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきであるとする要請、指針を示すことによって、その裁量の限界を画したもの」とした上で、「憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益をも尊重すべきこと、両性の実質的な平等が保たれるように図ること、婚姻制度の内容により婚姻をすることが事実上不当に制約されることのないように図ること等についても十分に配慮した法律の制定を求めるものであり、この点でも立法裁量に限定的な指針を与えるもの」であると判示しています（最高裁平成27年12月16日大法廷判決（民集69巻8号2586頁））。本決定はこの判例に反するものです。

本決定も引用する各地の「結婚の自由をすべての人に」訴訟の判決の数々も、立法府の裁量に限界があることを前提に、法律上同性同士のカップルが法律婚できないことや、何の制度的保障もない状態に置かれていることについて、立法府の裁量を逸脱するものとして憲法24条2項違反を認定しています。

仮に、立法裁量の存在を根拠に安易に違憲判断が否定されるという司法判断がまかりとおれば、立法により生じた人権侵害を司法で解決することを広く困難にしかねません。

したがって、上記の意義の観点から不十分というにとどまらず、司法の役割を考える上で大きな問題のある決定といえます。

4. 今後について

抗告し、大阪高等裁判所で抗告審をたたかいます。

今後もしもご支援をお願い致します。

以上